

鳥取県の沿岸漁業の方向性に関する一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-04-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松浦, 勉 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2014350

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.



綜 説

鳥取県の沿岸漁業の方向性に関する一考察

松 浦 勉*

(1989 年 9 月 13 日受理)

昨今、沿岸漁業の活性化や体質改善を目指して、栽培漁業や資源管理型漁業の導入、実践が種々検討されるようになってきた。このような段階で、それを受け入れる側の沿岸漁業の実態分析や、その展開方向についての検討を通じて、栽培漁業や資源管理型漁業が展開できる条件を模索することが必要な段階に到達している。本報はこのような視点から、かつ、著者が昭和 62 年度から 63 年度の間、鳥取県に在任して沿岸漁業行政に携わった関係から、同県の沿岸漁業を事例として取り上げ、その沿岸漁業が抱えているこれらの課題についての考察を試みたものである。特に、小型底びき網（以下、小底とする）漁業の将来については関心が持たれるので、私見も交えつつ、分析と考察を試みた次第である。

なお、ここでのいう沿岸漁業とは 10 トン未満の漁船等を用いて行う漁業である。

表 1 鳥取県の沿岸漁業における主とする漁業種類別経営体数

(単位: 経営体数)

漁業種類	昭和 30年	33年	38年	43年	48年	53年	58年	61年	62年	対比(62年/33年)
小型底びき網	58	87	78	81	147	165	171	146	150	172%
その他のまき網	74	58	52	28	8	15	17	13	13	22%
その他の敷網	3	15	16	25						0%
いわし流し網	83	18								0%
その他の刺網	266	238	371	392	352	430	412	361	336	141%
あじさば釣	17									0%
い か 釣	756	477	458	273	293	291	330	327	294	62%
その他の釣	282	184	101	158	117	131	121	98	*165	57%
その他のはえなわ			34	22	16	1	4	9	6	
小型定置網	13	8	9	6	7	4	2	8	7	88%
地 び き 網	113	81	68	65	64	53	45	37	28	35%
船 び き 網	6	6	7	8	8	7	9	*88	66	150%
採 貝	104	110	18	22	26	101	116	132	152	188%
採 藻			216	236	131	147	68	62	42	
海面養殖	8	3	5	6	5	1	2	3	4	133%

(注) 1. 主とする漁業種類別経営体数とは、年間に最も漁業収入のあった漁業種類の経営体数である。(資料: 鳥取県農林水産統計年報)

2. 「その他のまき網」とは、あぐり そうまき網 (のちの大中型まき網 そうまき) 以外のまき網である。ただし、33 年以前は、2 そうまき網も「その他のまき網」から除いた。沿岸漁業におけるまき網の扱いは、以下も同様である。

3. 33 年以前は属地統計、38 年以降は属人統計である。以下も同様である。

4. 33 年と 62 年の経営体数の対比において、その他の釣は 61 年、船びき網は 58 年の数値を用いた。

* 水産庁振興部振興課 (〒100 東京都千代田区霞が関 1-2-1)

表 2 鳥取県の海水無動力漁船及び海水動力漁船のトン数階層別漁船

昭和	総 数		無動力漁船計				動力漁船計				うち 0～2.9 トン		うち 3.0～4.9 トン		うち 5.0～9.9 トン	
	隻数	トン数	隻数	トン数	機 関 馬力数	機 関 馬力数	隻数	トン数	機 関 馬力数	隻数	トン数	機 関 馬力数	隻数	トン数	機 関 馬力数	
28 年	4,863	9,150	3,355	2,738	1,508	6,412	19,982	1,137	1,557	6,028	118	453	1,161	90	600	1,523
33 年	2,528	8,417	1,288	1,169	1,240	7,248	25,312	887	1,328	5,640	108	401	1,305	87	636	1,884
38 年	2,569	8,918	1,381	1,075	1,188	7,843	29,843	879	1,310	6,125	121	450	2,108	35	241	923
43 年	2,538	10,491	908	707	1,630	9,784	38,377	1,278	1,444	8,242	199	741	4,288	38	277	1,212
48 年	2,858	21,482	729	522	2,129	20,960	89,426	1,606	1,627	10,653	252	981	6,628	40	293	1,660
53 年	3,237	23,601	379	370	2,858	23,231	110,921	2,200	1,991	16,264	349	1,448	12,752	83	669	4,765
58 年	3,108	21,488	177	179	2,931	21,309	123,638	2,193	2,097	28,017	412	1,745	17,041	116	937	7,950
61 年	2,926	20,421	73	108	2,853	20,313	132,296	2,125	1,954	38,298	418	1,775	19,013	109	864	8,395
62 年	2,825	19,931	72	107	2,753	19,824	134,082	2,044	1,840	41,101	409	1,738	18,956	107	840	8,515
対 比	89%	237%	6%	9%	220%	274%	530%	230%	139%	729%	379%	433%	1,453%	123%	132%	452%
	(62年/33年)															

(資料：水産庁漁船統計表)

1. 鳥取県沿岸漁業の現状分析

(1) 県沿岸漁業の構造

1) 沿岸漁業の近年における実績：昭和 62 年における鳥取県の海面漁業生産量は、属人統計によると、43 万 2,900 トン（生産額は 208 億円）となり、過去最高であった前年より、さらに 4,750 トン増加し、これまでで最高の水揚げとなった。

これは、日本海最大の漁業基地である境港を擁し、同年の同港の水揚げ量が 54 万 3,800 トンと全国第 3 位の水揚げをあげたことが要因であるが、その水揚げは大中型まき網によるまいわしが大部分を占めている。ちなみに、62 年の本県海面漁業生産量の内訳をみると、沖合漁業が 42 万 700 トンであったものの、沿岸漁業は、6,300 トンで、全体の 1.5% にすぎなかった。しかし、沿岸漁業の生産額は、62 年が 30 億 8,000 万円で、県全体の 15% を占めており、また、沿岸漁業の経営体数は、1,264 体と全体の 92% にも達していることから、本県漁業における沿岸漁業の位置付けは極めて高いものであるといえる。

2) 漁業種類別経営体数の動向：沿岸漁業における主な漁業種類別の最近 30 年間における経営体数の動向を表 1 から述べてみる。昭和 30 年において、経営体数の多い順に漁業種類を列記すると、いか釣が 756 体、その他の釣、はえなわが 282 体、その他の刺し網が 266 体であった。

38 年では、いか釣がかなり減少して 458 体、その他の刺し網が 371 体、採藻が 216 体の順であった。いわし流し網がゼロとなり、また、その他の釣、はえなわのうち、あじさば釣が減少している。48 年では、その他の刺し網が 352 体、いか釣がさらに減って 293 体、小底が 147 体の順であった。小底が大幅に増加しているが、これは小底の漁獲が比較的安定し、着業隻数が増加したためと考えられる。

62 年には、その他の刺し網が 336 体、いか釣が 294 体、採貝が 152 体の順となり、小底は 4 位に下がった。なお、その他の釣は 61 年の 98 体から 62 年は 165 体と増加しているが、これは、62 年から中型いか釣漁船が東海でふぐひっかけ釣操業を行ったことによるものであり、沿岸漁船によるその他の釣の経営体数は前年並と思われる。また、船びき網は 60 年から統計上の処理によりみかけ上増えているが、これも実質的な経営体数はあまり変わっていない。

3) 漁船隻数の動向: 戦後の沿岸漁船隻数の推移を表2からみる。一口でいえば、この間の動向の特徴は漁船の動力化にあるといえるが、詳細にみるとかなり複雑な変化をしているといえる。

本県の海水無動力漁船と海水動力漁船の合計隻数をみると、28年には4,863隻であったが、33年には2,528隻と大きく減少している。これは、無動力漁船が28年の3,355隻から33年には1,288隻に減少したことが大きな要因である。全体隻数は、38年～43年には、2,500隻台で推移し、53年～58年には3,000隻台に増加したが、その後減少し、62年には2,800隻台となっている。

沿岸漁業の中核的な地位にある3～4.9トンの動力漁船は、28年から43年頃までは100隻台で推移してきた。しかし、48年には252隻に増加している。これは小底の経営体の増加によるものである。また、動力漁船は、53年、58年にも増加しているが、これは、釣或小底の経営体数の増加によるものである。

また、5～9.9トンの動力漁船は、38年～48年には30～40隻台で推移していたが、53年には83隻と大幅に増加している。これは、いか釣漁船の増加によるものである。

さらに、3～4.9トン階層について、33年と62年を対比してみると、隻数は379%であったのに対し、機関馬力数は1.453%にも急増しており、1隻当たりの馬力数が大幅に増大していることがわかる。

以上のことから、本県の沿岸漁業の構造については、次のように集約することができよう。

(a) 本県の沿岸漁業は、漁獲変動の大きい回遊魚を対象とした漁業種類が多く、これらの漁期が短期間であるため、経営的には不安定となっている。そして、沿岸漁場における漁獲努力量の増大に伴う資源の枯渇、まき網漁業との競合、漁場の制約、漁海況の変化などによって、漁業の形態は、戦後著しく変化してきている。

(b) 昭和20年代半ばまでの主要沿岸漁業は、和船巾着網、流し網などによるいわし漁業、和船巾着網、釣などによるさば漁業、いか釣漁業であった。しかし、27年頃から、まいわし、さば類などを対象とした20トン以上のまき網漁船との漁場競合が激しくなったことに加えて、まいわし、さば資源の減少により、33年頃から、これらを対象とした沿岸漁船は激減していった。このため、沿岸漁業は、いか釣漁業が主体となり、その他に、たい、ぶり一本釣、三重網、はまちまき刺し網などの着業も増えた。

(c) 33年と62年の主とする漁業種類別経営体数を比べてみると、この間に増加したものは、採貝採藻、小底、船びき網、刺し網などである。また、表3の漁業種類別の生産額をみると、現在における主要沿岸漁業は、いか釣、刺し網、小底の3種類となっている。

表3 鳥取県の沿岸漁業における漁業種類別生産額

(単位: 百万円)

漁業種類	昭和33年	38年	43年	48年	53年	58年	61年	62年	対比 (62年/33年)
小型底びき網	0.9	31	136	391	721	798	375	618	687%
その他のまき網	34	38	49	50	150	116	159	101	297%
その他の敷網	0	29	7	1	9				0%
いわし流し網	8								0%
その他の刺し網	18	98	245	241	499	1,934	540	492	2,733%
あじさば釣	0.3								0%
いか釣	14	97	149	167	609	1,320	960	850	6,071%
その他の釣	934	18	34	56	89	86	38	70	7%
その他のはえなわ	2	7	5	7	8	10	5	4	200%
小型定置網	0.1	3	0.4	6	5	49	90	62	62,000%
地びき網	27	62	62	94	54	108	58	32	119%
船びき網	4	2	45	83	106	142	92	120	3,000%
採貝	0.4	6	23	18	145	167	192	304	76,000%
採藻	0.1	24	58	29	231	219	188	94	94,000%
海面養殖	0	1	0	8	x	243	40	697	∞

(資料: 鳥取農林水産統計年報)

表 4 鳥取県の沿岸いか釣漁業の生産状況

昭和	着業した漁労体数 (体)	漁獲量 (トン)
28年	569	3,757
33年	1,099	2,534
38年	794	1,904
43年	580	2,031
48年	600	924
53年	686	1,310
58年	768	1,623
61年	607	1,290
62年	596	1,371

(資料：鳥取農林水産統計年報)

(注) 1. 沿岸いか釣漁業は 10 トン未満漁船が対象である。

2. 10 トン以上のいか釣漁船による漁獲量は、48 年 (16,334 トン)、58 年 (4,721 トン)、62 年 (4,290 トン) であった。

対象としており、いか釣漁業全体の漁獲量をみると、するめいかが大部分を占めている。

沿岸いか釣の漁獲量は、28 年に 3,757 トンであったが、その後は、1,000～2,000 トン前後で推移し、62 年には 1,371 トンとなった。生産額は、33 年はわずか 14 百万円であったが、58 年には 1,320 百万円に増加し、62 年は 850 百万円となった。

2) 刺し網の生産動向：刺し網は漁法上から、固定式刺し網、はまち狩刺し網、ぼらまき刺し網、きすこぎ刺し網などに区分されており、これらの漁業によって、ぶり類、ひらめ、かれい類、たい類、とびうお類、ぼら類などが水揚げされている (表 5)。

ぶり類は、はまち狩刺し網、固定式刺し網により漁獲されている。はまち狩刺し網によるぶり類の水揚げ量は、28 年はわずか 13 トン足らずであったが、翌年から水揚げが増え、58 年には 756 トンに達したが、62 年は 245 トンに減少している。近年、日本海側において、もじゃこ採捕などの影響により、ぶり資源が減少傾向にあるという意見を漁業関係者から出されることがある。

ひらめ、かれい類は、固定式刺し網で漁獲されている。38 年頃まではこれらの水揚げ量が少なかったが、43 年頃以降水揚げ量が増加している。ひらめは 58 年に 32 トン水揚げされたが、その後減少し、62 年は 11 トンになっている。かれい類は 48 年に 98 トンも水揚げされたが、その後減少し、62 年には 25 トンになっている。

たい類は固定式刺し網により漁獲されている。固定式刺し網による水揚げは、33 年には 38 トンになり、以降増減を繰り返しながら、62 年は 58 トンになっている。

(2) 主要沿岸漁業の生産動向

主要な沿岸漁業であるいか釣、刺し網、小底の 3 つの漁業種類の生産動向について述べる。

1) いか釣の生産動向：本県のいか釣漁業は、30 年代までは 10 トン未満の沿岸漁船のみにより営まれ、表 4 によると、着業した漁労体数は 28 年が 569 体、38 年には 794 体であったが、42 年に自動いか釣機の出現とあいまって、大和堆漁場が開発され、10 トン以上の漁船が多数操業することになり、従来のいか釣漁業の概念が一変した。10 トン以上漁船による水揚げ量は、48 年には 1 万 6000 トンに達したが、その後減少し、近年は 2,000～4,000 トン台で推移している。10 トン未満の沿岸いか釣漁船は、するめい及び沿岸域に分布するその他のいか (けんさきいか、ぶどういか) を漁獲対象とし、一方、10 トン以上のいか釣漁船はするめいを対象

表 5 鳥取県の刺し網漁業の生産状況 (いか流し網を除く)

昭和	着業した漁労体数 (統)	漁 獲 量 (ト ン)						
		計	ぶり類	ひらめ	かれい類	たい類	とびうお類	ぼら類
28 年	420	2,173	13	0	11	2	207	28
33 年	542	1,049	244	0	11	38	162	34
38 年	564	921	221	0	27	28	266	101
43 年	573	1,717	651	14	88	50	214	60
48 年	787	1,216	282	13	98	38	141	33
53 年	885	1,373	220	24	69	40	107	122
58 年	763	1,894	756	32	68	59	64	105
61 年	677	1,026	418	11	14	75	56	44
62 年	663	996	245	11	25	58	45	55

(資料：鳥取農林水産統計年報)

表 6 鳥取県の小型底びき網の漁法別着業漁労体数

昭 和	漁 法				合 計 (統)
	たてびき第 1 種 (統)	たてびき (えび桁、 その他の桁網)(統)	横びき (統)	その他の底びき網 (統)	
30 年	105	31 (29)	2	249	387
31 年	37	29 (29)	0	84	150
32 年		25 (3)	26	102	153
33 年		159 (115)	80	48	287
34 年		145 (50)	56	48	249
35 年		42 (2)	69	61	172
36 年		77 (31)	60	34	171
37 年		48 (2)	61	37	146
38 年		57 (1)	51	25	133
39 年		200 (0)	52	20	272
40 年		129 (6)	38	16	183
41 年		174 (131)	7	9	190
42 年		164 (160)	1	2	167
43 年		352 (188)		1	353
44 年		209 (144)			209
45 年		224 (222)			224
46 年		214 (214)			214
47 年		221 (216)			221

(資料：鳥取農林水産統計年報)

- (注) 1. たてびき (えび桁, その他の桁網) の欄中の () は, えび桁網の着業漁労体数で, 内数である。
 2. 48 年以降は小底の統計が一本化されている。

表 7 鳥取県のたてびき (えび桁, その他の桁網) の生産状況

昭 和	着業した 漁労体数 (統)	漁 獲 量 (ト ン)						出漁日数 (日)	単位出漁日数 当たりの漁獲量 (kg)
		計 (トン)	ひらめ (トン)	かれい類 (トン)	たい類 (トン)	その他のえび 類(トン)	貝 類 (トン)		
30 年	31	14	0	1	4	0	0		
33 年	159	232	0	24	28	4	45	2,020	115
38 年	57	259	17	18	4	19	7	4,961	52
41 年	174	675	29	50	14	39	415	7,454	91
43 年	352	1,167	108	109	22	45	745	10,770	108
48 年	291	1,652	185	405	18	57	543	16,691	99
53 年	246	1,659	164	338	25	59	104	13,941	119
54 年	266	1,358	139	524	49	54	195	16,987	80
57 年	249	1,268	179	290	21	58	42	15,577	81
58 年	226	700	146	147	17	67	52	12,297	57
61 年	176	558	60	117	18	34	69	11,237	50
62 年	191	808	102	208	29	38	147	13,033	62

(資料：鳥取農林水産統計年報)

とびうお類は流し網により水揚げされている。とびうおは浮魚であり、来游資源量の変動が大きいため漁獲量の変動も激しい。

ぼら類はまき刺し網により水揚げされている。38 年には 101 トンの水揚げがあったが、その後増減を繰り返し、62 年には 55 トンであった。

その他の刺し網全体の生産額は、58 年には 1,934 百万円に達したが、その後減少し、62 年は 492 百万円となった。

3) 小底の生産動向：本県の小底漁法は、鳥取農林水産統計資料によると、ア. たてびき第 1 種, イ. たてびき (えび桁網, その他の桁網), ウ. 横びき, エ. その他の底びき網に区分されている。

たてびき第 1 種は、手繰第 1 種漁業によるきす手繰網やたい手繰網などであり、表 6 によると、32 年以降は着業されていない。

横びきは、打瀬網漁業による貝桁網やこうがい網などであり、30 年には 2 隻のみであったのが、その後増加し、39 年は 52 隻とピークに達したが、その後激減し、43 年以降は着業されていない。

その他の底びき網は、無動力船によりきす手繰網、たい手繰網、雑魚手繰網などを行うものであり、30 年には 249 隻であったが、その後減少し、44 年以降は着業されていない。

したがって、現在の小底漁法は、たてびき（えび桁、その他の桁網）のみである。このたてびき網は、現在、えび桁網と貝桁網の 2 つの漁法で操業されており、えび桁網はビームを使用しているため手繰第 2 種漁業として取り扱われ、魚類、えび類、貝類を漁獲対象にしている。一方、貝桁網は桁網を使用しているため手繰第 3 種漁業として取り扱われ、とりがい、いたやがいなどの貝類を漁獲対象にしている。えび桁網は、戦前から 30 年代までは、一本釣、はえなわの餌料であるえびのみを漁獲することを目的として許可されていたため、漁獲物の販売は禁止されていた。しかし、41 年に本県の小底の許可の取扱方針が策定された際に、えび桁網が漁獲したえび以外の漁獲物の販売が認められるようになったため、えび桁網の着業隻数は急激に増加し、40 年の 6 隻から、41 年には 131 隻となり、45 年は 222 隻に達した。表 7 により、たてびきの漁獲量をみると、41 年が 675 トンであり、53 年には 1,659 トンとピークに達したが、その後、増減を繰り返し、62 年はピーク時の半分の 808 トンになっている。

えび桁網の漁獲対象魚種は、当初は、ほうぼう、めばるなどの、いわゆる赤物も多かったが、最近ではほとんど水揚げされず、現在の主要魚種は、ひらめ、かれい類、たい類、その他のえび類、貝類であり、その他に、かに類、たこ類、くるまえび、いか類なども水揚げされている。主要魚種の生産動向をみると、ひらめは 48 年には 185 トンに達したが、61 年には 60 トンと 3 分の 1 に激減し、62 年は 102 トンと多少回復している。かれい類は、45 年に大阪府で開かれた日本万国博覧会の時にかれい類の需要が高まったことや、従来よりも沖合寄り漁場でめいたがれいを多獲したことなどにより、45 年以降水揚げが増加し、54 年には 524 トンに達したものの、62 年は 208 トンとなった。たい類は、54 年には 49 トンとピークに達したが、その後、10 トン台から 20 トン台で推移している。その他のえび類には、主に美保湾に分布しているしらひげ、すくもえびなどを含むが、これらのえびの寿命が短いこともあり、資源量が自然変動の影響を受けやすい。47 年には 338 トンと異常発生がみられたが、近年は 30～60 トン台で推移している。貝類は、漁獲量の変動が大きく、43 年は 700 トン台の漁獲があり、62 年にも 147 トンの漁獲があったが、例年は数 10 トン台で推移している。

生産額は、38 年は 31 百万円にすぎなかったが、58 年には 798 百万円に達し、その後減少したものの、62 年には 618 百万円となった。また、単位出漁日数当たりの漁獲量 (cpue) は、近年、ピーク時の半分程度に低下している。

(3) 沿岸漁業の経営体の動向

1) 沿岸漁家経営の実態: 62 年の本県沿岸漁業の経営体数は、前述したように 1,264 体で県全体の 92% を占めており、また、個人経営体はその大部分を占めている。表 8 によると、本県の個人経営体は、29 年は 2,049 体で

表 8 鳥取県の個人漁業経営体における専兼業別経営体数

昭 和	個人経営体の総数 (体)	専 業 の 比 率 (%)	第一種兼業の比率 (%)	第 2 種兼業の比率 (%)	第 2 種兼業比率の 全 国 平 均 値 (%)
29 年	2,049	4	33	63	
33 年	1,326	8	43	49	24
38 年	1,540	7	44	49	28
43 年	1,380	9	34	57	33
48 年	1,263	10	37	53	33
53 年	1,369	11	37	52	32
58 年	1,328	12	36	52	32
61 年	1,240	18	40	42	29
62 年	1,235	16	42	42	29

(資料: 鳥取農林水産統計年報, 漁業養殖生産統計年報)

表 9 鳥取県の沿岸漁家の経済状況

昭 和	漁 家 所 得			漁業依存度 (漁業所得/漁家所得) (%)	漁業収入 (千円)	全国平均の 漁 業 所 得 (千円)
	計 (千円)	漁業所得 (千円)	漁業外収入 (千円)			
54 年	3,747	1,779	1,968	47	3,421	2,844
56 年	4,317	1,955	2,362	45	3,895	2,489
58 年	4,427	2,051	2,376	46	4,618	2,714
60 年	4,892	1,903	2,989	39	4,204	2,732
61 年	4,714	1,833	2,881	39	4,280	2,638
62 年	3,991	1,705	2,286	43	3,899	2,747

(資料：鳥取農林水産統計年報，漁業経済調査報告（漁家の部）)

表 10 鳥取県の男性漁業就業者の年齢構成

昭 和	年 齢						計 人
	19歳以下 %	20～29歳 %	30～39歳 %	40～49歳 %	50～59歳 %	60歳以上 %	
38 年	3.0	16.1	28.8	18.2	16.7	17.2	3,423
43 年		18.6		45.1	19.2	17.1	3,733
48 年	3.8	12.4	23.2	28.5	14.0	18.1	2,993
53 年	2.1	13.0	18.1	32.8	18.9	15.1	3,035
58 年	1.2	11.1	16.3	27.5	29.5	14.4	2,719

	年 齢				計 人
	15～24歳 %	25～39歳 %	40～59歳 %	60歳以上 %	
61 年	2.3	23.8	53.7	20.2	2,570
62 年	1.7	22.3	57.0	19.0	2,420

(資料：漁業センサス，鳥取農林水産統計年報)

(注) 1. 35～58 年は，漁業センサスによる。

2. 61，62 年は，鳥取農林水産統計年報による。

あったが，その後，増減を繰り返しながら減少し，62 年は 1,235 体となっている。

本県の専業兼業別個人経営体の比率をみると，専業漁家の比率は，29 年には 4% に過ぎなかったが，62 年は 16% に増えている。また，第 1 種兼業の個人経営体は 29 年には 33% であったが，その後，増減を繰り返して 62 年は 42% となった。一方，第 2 種兼業の個人経営体は，29 年の 63% が 62 年には 42% に減少した。このことから，専業と第 1 種兼業を合わせた沿岸漁業の経営体は増加傾向にあり，専門化が進んでいるといえる。しかしながら，62 年の第 2 種兼業の個人経営体数は，全国平均が 29% であることからして，本県では未だ第 2 種兼業の割合が高い。

一方，表 9 より，本県沿岸漁家の経営状況をみると，54～62 年における漁業所得は 170～200 万円台で推移している。これに対して，全国平均は 240～280 万円台で推移しており，本県の沿岸漁家の漁業所得は全国平均に比べかなり低い。これは，日本海の沿岸漁業に共通した厳しい実態である。

また，漁業依存度は，50 年代半ばには 40% 台で推移してきたものの，60，61 年は 40% 台を切り，62 年には 43% になったが，全体として減少傾向にあるといえよう。

2) 沿岸漁業就業者の動向：本県は養殖の適地が少ないこともあって，養殖業を含めた漁業への女性の就労機会は少ない地域となっている。このため，表 10 により，男性漁業就業者の年齢別構成比をみてもみる。この男性就業者数は沿岸漁業と沖合漁業の就業者の合計であり，38 年は 3,423 人であったものの，20 年後の 58 年は 2,719 人と 79% に減少している。また，29 才以下の就業者は 38 年には全体の 19% であったが，58 年は 12% に減少した。

次に，本県水産課の調査結果による 63 年 1 月現在における県内の漁協正組合員の内訳は，沿岸漁業就業者（計

1,119 人) では、29 才以下が 2%, 30~49 才が 22%, 50 才以上が 76% となっているのに対し、沖合漁業就業者(計 642 人) では、29 才以下が 16%, 30~49 才が 58%, 50 才以上が 26% となっている。このことから、沿岸漁業では沖合漁業に比べて、高齢化が一段と進んでいることがわかる。近年、沖合漁業でも漁船員の確保が逼迫している状況にあるため、沖合漁業就業者は、青壮年代のうちは沿岸漁業へ転換しにくい環境にあり、沖合漁業就業者の転換による沿岸漁業就業者の若返りはあまり期待できそうにない。

従って、沿岸漁業者は、自ら沿岸漁業の後継者を育成確保せざるを得ないが、その方法として、同一船に父と子と同乗する親子船という操業形態がある。平成元年 1 月現在における県内の親子船の実態を調べてみると、親子船の形態が 3 経営体以上ある漁協は、県内の沿海 19 漁協のうち 5 漁協に限られている。このことからして、本県の沿岸漁業の後継者問題は、極めて深刻といわざるを得ない。

3) 沿岸漁業者の問題意識: 本県水産課は、63 年度の資源培養管理対策推進事業の一環として、小底、固定式刺し網を営んでいる約 60 名の沿岸漁業者を対象にアンケート調査を行った。

この調査において、小底漁業者に対し、現在の小底漁業経営が直面している問題点を聞いたところ、ア. 魚価の低迷 (38%), イ. 借入金の返済 (25%), ウ. 水揚げの減少 (23%) を指摘する人が多かった。

また、小底及び固定式刺し網の漁業者に、最近の若い人が漁業に従事したとらないのはなぜかと質問したところ、ア. 漁業収入が少なく不安定であるから (38%), イ. 本県の沿岸漁業が産業として将来性がないから (16%), ウ. 休日が少なく余暇を楽しめないから (14%), の順で意見が多かった。

これらのことから、現在の本県沿岸漁業は、ア. 資源の減少、イ. 魚価の低迷、ウ. 余暇の確保が困難、ということが主要因となって、後継者が減少しつつあるものと推定される。ここで、上記の 3 項目についての解決法を私見を交えて検討してみたい。

2. 鳥取県沿岸漁業についてみた今後の対応方向

(1) 資源の減少に対する対応

1) 主要な沿岸漁業に対して行われている漁業規制の現状と経緯: 本県沿岸漁業の主要漁業であるいか釣、刺し網、小底に対して実施されている漁業規制の概要を述べてみる*。

いか釣 本県のいか釣は、40 年の鳥取県海面漁業調整規則の制定時においては自由漁業であったが、光力規制として 1 隻当りの総設備容量は 5 キロワットに制限されていた。その後、43 年 6 月の規則改正により、この光力規制が距岸 5 万メートル以内の海域に限って適用されることになった。また、47 年 8 月に 30 トン以上のいか釣漁船が大臣承認制に移行されたことに伴い、49 年 4 月に規則改正を行い、10 トン以上 30 トン未満のいか釣漁船を知事許可制とした。また、同時に、距岸 5 万メートル以内の海域における光力規制が 5 キロワットから 15 キロワットに緩和された。

刺し網 刺し網に関しては、固定式刺し網、はまち狩刺し網、とびうお流し網、ぼらまき刺し網について述べる。

固定式刺し網は、漁法上から、三重網と一重網に区分されている。三重網は、旧鳥取県海面漁業調整規則の制定された昭和 26 年当時から知事許可漁業として扱われ、現在に至っている。これは、戦後、いわゆる合成繊維が開発され急速に発達した漁業であり、中網と外網の三枚からなっており、一度網に掛かったら逃げられないことから、地獄網とも言われている。38 年当時は、県西部から中部の赤碕に至る沖合の天然礁で操業が行われ、はまち、たい、めばる、とびうおなどを漁獲していた。40 年代になって、漁具漁法の改良や漁船の大型化、また、漁場の沖合化が進んだ。また、これまで、同漁業の着業が少なかった県中部、東部地区の砂浜沿岸域においても、人工魚礁が積極的に投入されたことに伴い、着業者が増加した。現在の三重網は、ひらめ、かれい類、たい類、はまち、えび類、さざえなどを主な漁獲対象としている。本漁法については、漁業調整上の観点から、使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で 3 張以上使用してはならないことになっている。また、昼間操業の禁止などの制限措置が講じられている。

一重網は、昭和 38 年の漁業権切替えまでは、磯刺し網として、第 2 種共同漁業権の内容となっていたが、同年 9 月の切替え後、自由漁業となった。その後、43 年 6 月に規則改正が行われ、動力船で操業する一重網が知事の許可漁業になった。一重網の主な対象魚として、はまち、まだい、かます、きす、さざえなどがあり、その漁獲量

* 鳥取県農林部水産課 (1976): 鳥取県海面漁業の漁具漁法。

は、三重網とほぼ同じくらいである。一重網については、三重網に比べて小型魚の混獲が少なく漁業調整上の問題も少ないことから、他種漁業の操業妨害禁止の規制があるにすぎない。

はまち狩刺し網は江戸時代から営まれていたが、昭和 28 年頃から 2 そうまき狩刺し網漁法が導入されて急激に発達した。その後、40 年頃から徐々に 1 そうまき刺し網漁法に転換され、現在ではほとんどが 1 そうまき刺し網となっている。この漁業については漁業調整上の観点から、火光を使用してはまちを威嚇してはならない、他種漁業の操業を妨げてはならない、などの規定があるにすぎない。

とびうお流し網は自由漁業となっており、なんら規制はない。

ぼら狩刺し網は中海及び美保湾で営まれている。漁業調整の観点から、定数漁業として取り扱われているほか、他種漁業の操業を妨げてはならないという規制がなされている。

小底（えび桁網が主体） 40 年に制定された鳥取県海面漁業調整規則及び 41 年に策定された本県の小底の許可取扱方針において、えび桁網を含む小底の現行制度が確立された。当時は、すでに、えび桁網が小底の主体であったので、えび桁網の規制が前面に出されていた。えび桁網の規制の概要を述べる。

(a) 41 年当時は、ごく沿岸寄りの一定海域を小底の禁止区域としており、えび桁のビームの長さを 8 メートル以内に規制していた。また、操業区域は、本県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の海域である以東海域と、同線以西の海域である以西海域の二つに区分されている。そして、以東海域では総トン数 5 トン未満、以西海域では 3 トン未満のトン数規制があった。禁止期間は、以東海域では 4 月 1 日から 5 月末まで、以西海域では 3 月 1 日から 4 月末までとなっている。

しかし、その後の調整規則や制限条件の改正、漁業者の自主規制によって、次のような規制内容の変遷を辿っている。

(b) 49 年 4 月に規則改正が行われ、トン数、馬力制限が緩和された。美保湾を主とする以西海域は内湾性の漁場であるので、小型漁船による各種漁業の操業が周年可能である。このため、小底漁船も、総トン数 3 トン未満、20 馬力以下に制限されていたが、沖合進出と相俟って、多角経営を促進する方向を確立するために、5 トン未満、30 馬力に緩和された。これにより、以西海域の小底漁船のトン数及び馬力は以東海域と同じ規制内容になった。

(c) 49 年 4 月に規則改正がなされ、えび桁のビームの長さが 8 メートル以下から 10 メートル以下に緩和された。これはトン数、馬力数の増に伴い漁具を大きくしたものである。

(d) 53 年 2 月に規則改正がなされ、馬力制限が緩和された。県下の小底漁船は、当時小底漁場の悪化に伴い、次第にいか釣を兼業するものが増加し、一部には、小底よりもいか釣のウエイトの方が高い経営体もみられた。このため、いか釣の発電機容量の増大、いか釣漁場の遠隔化に伴い、小底の馬力数を 30 馬力から 50 馬力に引き上げた。

(e) 県東部、中部地区の関係 7 漁協（鳥取市賀露漁協から赤碕町漁協まで、以下同じ）は、54 年から、毎年夏～秋に毎週金曜日に休漁する自主規制を申し合わせた。これは、乱獲防止に加え、シケの日以外は休みがない漁船員の健康管理や石油消費の削減などを図るためである。

(f) 57 年から、えび桁網の漁具に使用する袋網部分の目合を 6 月 1 日から 8 月末までの間、5 センチメートル（7 節よりも大きい目合）以上とする許可の制限条件が付された。これは、56 年に鳥取県栽培漁業センターが開設され、ひらめの放流事業が行われたことに伴い、ひらめ幼魚の保護、増殖を図るためである。

(g) 県東部、中部地区の関係 7 漁協は、60 年以降毎年 6 月 1 日から 8 月末までの間、鳥取市から大栄町までの 1,500 メートル以内での小底操業を禁止する自主規制を申し合わせた。これは、夏期に沿岸域に分布するひらめ幼魚の保護、増殖を図るためである。なお、63 年から、この自主規制と同じ内容の措置が許可の制限条件に盛り込まれた。

(h) 県東部、中部地区の関係 7 漁協は、平成元年以降 2 月 1 日から 3 月末までの間、かれい類の主体を占めるめいたがれいの幼魚の保護、増殖を図るため、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、えび桁網の袋網部分の目合を 2 寸 5 分以上とする自主規制を申し合わせた。これは、元年 1 月にめいたがれい幼魚が小底により大量に混獲されて二束三文で販売され、漁業者の間で資源の無駄遣いと批判が高まったことがきっかけになっている。

2) 小底の対象魚種の資源管理方策：資源管理の基本的考え方 本県の沿岸重要魚種の資源回復を回するためには、早急に資源管理を実施する必要がある。

いか釣、はまち狩刺し網、とびうお刺し網、ぼらまき刺し網、その他のまき網などが漁獲対象にしている、いか、はまち、とびうお類、ぼら類、いわし類などの広域回遊性魚種の漁獲量は、年変動が大きく、現段階では、資源管理を実施する機が必ずしも熟しているとは言えない。

一方、小底、三重網などが漁獲対象としているひらめ、かれい類は、定着性魚種であり、分布域があまり広域でないため、漁獲圧力が大きくなれば資源が特に枯渇しやすい傾向にある。このため、当面は、ひらめ、かれい類の資源増大を図るための資源管理を精力的に推進することが緊急の課題である。

62 年におけるひらめの漁業種類別漁獲量の内訳をみると、小底が 82%、刺し網が 9%、その他の釣が 9% となっている。また、沿岸におけるかれい類では、小底が 89%、刺し網が 11% であり、いずれの場合も小底が大部分を占めている。

また、小底は、刺し網などよりも小さい目合の網地を使用していることからして、本県の沿岸漁業の重要魚種の幼魚を最も大量に混獲しているといえる。このため、ひらめ、かれい類などの重要魚種の資源増大を図るために、小底の資源管理方策について考えてみたい。

農林省告示による小底の隻数枠の推移 63 年度から実施されている資源培養管理対策推進事業などにより、小底の科学的資源管理を行うためには、戦後の小底の発展期から現在に至るまでの経緯についてもみておく必要がある。

太平洋戦争の敗戦による国土の縮小と各種工業の没落によって、水産業がにわかに脚光をあびるようになり、海外引揚者、復員なども含め、多数の人が沿岸漁業に参入した。その結果、全国的に漁業調整問題が多発した。特に、小底では正規の許可漁船の他に、無許可漁船並びに許可内容違反漁船が増加した。本県が昭和 25 年 11 月に行った小底の実態調査によると、本県においても、小底漁船の許可船が 90 隻、無許可船が 436 隻と全く無秩序な状態であった。このため、水産庁は 27 年 3 月に農林省告示により初めて小底の枠付けを行い、本県で許可することができる小底の隻数を 436 隻、合計総トン数を 987 トン、合計馬力数を 3,328 馬力に制限した。

一方、27 年 4 月には、小型機船底引き網漁業整理特別措置法が公布施行され、27 年から小底の減船が全国的に行われ、本県では 29 年度に 82 隻の小底が減船された*。この結果、31 年 3 月の農林省告示の枠付けでは、354 隻、747 トン、2,475 馬力に減少した。その後も、告示の改正がなされ、38 年の漁業法改正の直前における本県の小底の隻数は 410 隻となった。この当時の本県の小底は手繰第 2 種えび桁網、手繰第 3 種貝桁網、打瀬第 1 種こうがい網が枠付けの対象であった。しかし、38 年の漁業法改正に伴い、打瀬漁業及び第 1 種共同漁業権の内容となり得る貝類などの採捕を目的とする手繰第 3 種漁業は枠付けの対象からはずされることになり、38 年の告示では手繰第 2 種えび桁網にかかる 170 隻のみとなった。

38 年の告示では、当時、えび桁網類似の漁業に操業実態が転化していた自家用餌釣りき網 120 隻及び美保湾のこうがい網 64 隻が告示枠に含まれておらず、漁業調整上の問題が残されていた。このため、41 年には、これらの漁業を手繰第 2 種えび桁網に転換することとし、また、県東部海域でえび桁網の新規許可を認めることとなった。このようにして、41 年の告示改正において、鳥取県の手繰第 2 種えび桁網の告示枠が 361 隻に増枠され、現在に至っている。

なお、この告示枠は、漁協ごとに割り振られているが、小底の着業を自粛している漁協が一部みられることから、現在の小底の着業隻数は 361 隻を相当下回っているのが実態である。

小底の漁業管理 本県のえび桁網の規制には、前述したとおり、若令魚の保護による漁獲物の大型化とそれに伴う漁業生産額の上昇を目的とした袋網の目合規制、期間禁止を含む禁止区域の設定があり、一方では、適正な漁具漁法や操業秩序に伴う過当競争の緩和、経費の節減などを目的とした期間禁止を含む禁止区域の設定、えび桁のビームの長さの規制、漁船馬力とトン数の規制、出漁時間の規制などがある。

現在、えび桁網に対して、このように多くの規制を行っているにもかかわらず、小底の主要対象魚種の資源状態はかなり悪いといわざるをえない。今後、一層厳しい規制を行う必要があるが、そのためには、漁業者の納得する、より効果的な資源管理方策を講じる必要がある。

新たにどのような規制措置を講じるかについては、漁業者の考え方、漁場特性、資源特性、漁業生産構造の特性などによって異なるところではあるが、前述したアンケート調査において、小底漁業者から次のような意見が聞か

* 水産庁振興部沖合課監修 (1983): 小型機船底引き網漁業, 地球社。

れた。

ア. 以前に比べて漁獲量が減少している魚介類のうち、資源管理や種苗放流により資源を増やす必要性が高いものとして漁業者の指摘は、ひらめ、くるまえば、まだい、めいたがれい、がざみの順に多かった。イ. 小底による混獲が多い重要魚介類の幼魚としては、ひらめ、めいたがれい、まだい、くるまえば、むしがれいの順であった。ウ. 小底の効果的な資源管理方策に関する意見としては、目合の規制強化 (42%)、小型ひらめの保護を図るための禁止区域の拡大 (24%)、着業隻数の削減 (10%)、禁止期間の拡大 (9%)、の順であった。

このようなことから、本県における小底の対象資源の管理方策としては、次のようなことが考えられよう。すなわち、ひらめ、かれい類などの幼魚を保護するためには、これらの幼魚が濃密に分布しているところを曳網したり、幼魚を混獲しないことが肝要である。種苗放流も検討すべきであろう。これまでも、放流種苗を含む幼魚保護の規制が行われているが、残念ながら、これらの措置は科学的知見に十分立脚したものとはいえない。このため、資源培養管理対策推進事業などにより、精度の高い科学的な知見を得て、より効果のあがる目合規制、禁止期間、禁止区域などを設定する。また、漁業者が今後急速に減少する傾向にあることから、漁業者の減少に見合った計画的な小底への着業制限を行い、小底の漁獲努力量を減らすことなども必要であろう。

(2) 魚価の低迷に対する対応

水産物の輸入増加などにより、国内水産物価格は低迷しているが、今後は、鮮度保持、品揃え、消費地への直接販売などに一層の努力を払い、より高い値段で漁獲物を販売する必要がある。

本県には、56年に沿岸漁業者による流通組織として、共同出荷協議会が設置されている。この協議会には、県西部、中部地区（名和町～気高町）の漁協が参加し、鮮魚及び活魚用運搬車をチャーターして、これら漁協に水揚げされた漁獲物を鮮魚や活魚として京阪神地域に出荷している*。

最近、活魚の商品価値が高まってきたことに伴い、活魚での出荷が行われつつあるが、今後は、魚価の低迷状態からの脱却を図るために、活魚出荷を一層積極的に行う必要がある。活魚向けの魚種としては、ひらめ、めいたがれい、くるまえば、うしのした、たこ、いか、めばる、かさご、すずき、おこぜなどがあり、これらの魚種は大半が小底により漁獲されている。

小底の漁獲物のうち、活魚としての取扱量が多い魚種は、ひらめ、めいたがれいである。ひらめでは、数年前から活魚の取扱量が多くなってきたが、夏場は水温が高く斃死しやすいことからほとんどが鮮魚として扱われているのが実態である。今後は陸上蓄養施設での冷却装置の導入や活魚運搬車の水槽を冷却するなどにより、活魚での周年出荷体制を構築する必要がある。

めいたがれいは、63年になって活魚としての取扱量が急増しているので、数年後には、ひらめ並に活魚の比率を高めることが期待される。なお、くるまえばの場合、従来から活魚としての販売が定着しており、すでに、高い比率で活魚化が図られている。

県内の漁協からの報告によると、61、62年の沿岸漁業の漁獲量に占める活魚の割合は、1%前後で推移しているが、金額的にみると、61年が4%、62年が8%となっている。

また、県内の主要漁協である赤碕町、泊、賀露の各漁協における活魚の取扱状況をみると、3漁協の合計取扱額は、ひらめは61年が40百万円、62年が56百万円、63年が53百万円となり、かれい類（めいたがれいが主）は61年が1.7百万円、62年が1.3百万円、63年が6.9百万円であった。さらに、3漁協の合計取扱量に占める活魚の割合をみると、63年にひらめの活魚の割合が4割、かれい類で1割であった。

一方、境港漁港では、これまで活魚施設が未整備であったが、63年度に約6,000万円の事業費をかけて、鉄筋コンクリート平屋建ての施設が設置された。これを契機として、今後は、交通、流通体系が確立している境港を拠点として、活魚の販路を広げつつ、出荷量を増加させることになろう。

(3) 余暇を確保するための対応

本県の沿岸漁業では、魚市場の休業による休漁は別にすると、自主的な休漁日は設けられていなかったが、前述したように、小底については、54年から、県東部、中部地区の関係漁協が、夏～秋に毎週金曜日を休漁することを

* 全国漁業協同組合連合会 (1986): 販売事業における漁業協同組合の共同の実態に関する調査報告書。

申し合わせている。

表 7 から、小底の単位出漁日数当たりの漁獲量をみると、40 年代は 90～110 キログラム台で推移したが、58 年から 62 年にかけては 50～60 キログラム台と減少している。

一方、表 2 によると、小底の主要トン数階層である 3～4.9 トン階層の 1 隻あたりの機関馬力数も、急激に増加していることがわかる。小底の漁獲努力量の指標である曳網面積は、機関馬力数と高い相関関係にあり、また、一日当たりの曳網時間が以前よりも長くなっていることからみて、実質的な漁獲努力量は出漁日数の数値以上に増えているといえよう。

また、本県の小底の場合、禁止期間明け直後やシケ直後に、ひらめ、かれい類の漁獲量が多いものの、数日操業を続けると、漁獲量が目に見えて減少していることからみて、現在の出漁日数を相当減らしても、年間を通した漁獲量はあまり変わらないだろうという予想もある。

他方、地元の水産高校の生徒の間では、漁業に対するマイナス要因として、余暇を確保できないことを第一にあげるものが多いと聞いている。陸上のサラリーマン社会では週休二日制が急速に定着化していることからみて、漁業社会においても、後継者対策の観点から、早急になんらかの余暇確保の対策が迫られているといえよう。

表 11 鳥取県の小型底びき網における最大可能漁獲量及び最大可能販売額（試算）

対象魚種	(A) 魚 価 (境港, 全国51漁 港の62年魚価を 参照) (円/kg)	(B) 漁獲量 (60～62年の平 均漁獲量) (トン)	(C) 最大可能 漁獲量 (トン)	(D) 活魚を含めた 魚価(活魚は、 県内漁協の62 年魚価) (円/kg)	(E) 最大可能販売 額(ひらめ, か れい類の生産 額の増加) (千円)
まいわし	13	2	2	(A) と同じ	26
ま あ じ	73	2	2	"	146
ひ ら め	1,330 (鮮魚)	86	179	1,330 (鮮魚) 2,499 (活魚)	142,310 179,928
かれい類	726 (鮮魚)	166	524	726 (鮮魚) 2,018 (活魚)	227,964 423,780
え そ 類	207	1	1	(A) と同じ	207
え い 類	188	2	2	"	376
ま だ い	1,737	20	20	"	34,740
す ず き	1,439	1	1	"	1,439
その他の魚類	257	197	197	"	50,629
(ア)(魚 類 計)		477	928		1,061,545
くるまえび	3,080	13	13	"	40,040
その他のえび類	935	38	38	"	35,530
が ざ み 類	516	3	3	"	1,548
その他のかに類	330	24	24	"	7,920
するめいか	495	1	1	"	495
その他のいか類	748	12	12	"	8,976
た こ 類	339	19	19	"	6,441
(イ)(その他の水産動物計)		110	110		100,950
(ウ)(貝 類 計)	517	81	81	"	41,877
(ア)+(イ)+(ウ) 合 計		668	1,119		1,204,372

(資料：鳥取農林水産統計年報)

(注) 最大可能漁獲量 (1,119 トン) は、60～62 年の平均漁獲量 (668 トン) をベースとした上で、ひらめは 179 トン (57 年)、かれい類は 524 トン (54 年) と、54 年以降の最高水揚量に置き換えた数値である。

3. 鳥取県の小底の誘導目標

(1) 小底の最大可能漁獲量及び最大可能販売額の試算

前述したように、現在の本県沿岸漁業は、資源の減少、魚価の低迷、余暇の確保難などのマイナス要因のため、将来の漁業担い手である若い年齢層にとって、魅力の少ないものとなっている。

しかし、小底はこれらのマイナス要因を打開する切札を有しているといえよう。すなわち、いか釣やその他の刺し網（はまち狩刺し網など）の生産額が近年減少傾向にある一方で、小底は、資源の培養管理によるひらめ、かれい類の漁獲増大、活魚出荷による魚価の上昇などにより、本県沿岸漁業の中で将来性のある基幹漁業として、沿岸漁業の立て直しに寄与し得る可能性を持っているからである。

そこで、小底の望ましい漁業形態のイメージ化を図るために、小底の最大可能漁獲量及び最大可能販売額を試算して、小底の誘導目標を描いてみることにしたい。本県小底の全水揚金額は、60～62年の平均が464,917千円である。今後、資源の培養管理が順調に進み、ひらめ、かれい類の資源量が増大することを前提とし、最大可能漁獲量はひらめ、かれい類の過去の最高の水揚量と同量のものを設定する。

この場合、小底の漁獲努力量の指標である漁船馬力と漁船トン数、漁具（ビームの長さ）にかかる調整規則改正は、53年3月以降行われていないので、1隻当りの漁獲努力量は、54年以降原則として、大きな変化がないと判断される。このことから、最大可能漁獲量の算出においては54年以降の最高水揚量を用いることにしたい。

表 12 鳥取県栽培漁業センターの種苗放流実績

(単位：放流尾数(千尾(個))、サイズ(mm))

魚 種	区 分	昭 和				
		59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度
ひ ら め	放 流 尾 数	384	685	968	631	541
	サ イ ズ	20～155	25～300	36～200	65～155	74～256
あ わ び	放 流 尾 数	231	223	172	156	120
	サ イ ズ	12～ 40	18～ 40	17～ 35	20～ 42	20～ 44
ば い	放 流 尾 数	385	1,720	5,265	1,873	699
	サ イ ズ	3～ 15	5～ 14	2～ 36	3～ 15	7～ 13
くるまえび	放 流 尾 数	3,378	2,692	2,530	3,544	5,284
	サ イ ズ	16～ 24	17～ 31	10～ 37	10～ 92	11～ 43

(資料：鳥取農林水産統計年報)

54年以降の漁獲量を表7によりみると、ひらめは57年が最高の179トン、かれい類は54年が最高の524トンとなっている。これらの数値を最大可能漁獲量とすると、表11のように小底全体の最大可能漁獲量は1,119トンになる。水揚量は、57年が1,268トンとなっており、既に、1,119トンを上回っている。県栽培漁業センターにおける過去5年間の種苗放流実績をみると(表12)、本県では、ひらめ、あわび、ばい、くるまえびが放流されており、このうち、ひらめは63年度に74～256mmサイズの稚魚が541千尾も放流され、全国でもトップクラスの放流量を誇っている。また、現在、沿岸漁場開発整備事業により、ひらめ、かれい類の魚礁づく

表 13 第2次鳥取県栽培漁業基本計画(水産動物の種類ごとの種苗の放流、数量の目標)

区 分	種 類	数 量
魚 類	ひ ら め	100万尾(全長 30 mm)
	ば い	600万尾(殻長 3 mm)
	あ わ び	20万尾(殻長 30 mm)
	さ ざ え	20万尾(殻長 10 mm)
甲殻類	くるまえび	500万尾(体長 20 mm)
	たいわんがざみ	20万尾(甲長 8 mm)

- (注) 1. 数量の欄には、平成5年度における種類ごとの種苗放流量及び放流時の全長(殻長、体長)を記した。
2. くるまえびについては、社団法人日本栽培漁業協会から配布される数量も含む。

りが積極的に行われていることを加味すれば、この最大可能漁獲量の達成は、実現可能なものと思われる。なお、参考までに、表 13 に第 2 次鳥取県栽培漁業基本計画の概要を示した。これは、今後の沿岸環境の変化や種苗の需給動向などを踏まえつつ、昭和 63 年度から平成 5 年度までの計画を策定したものである。

また、最近、活魚販売が活発化しており、ひらめ、かれい類は活魚の適種として今後とも需要が増大するであろう。前述したように、県内の主要漁協である赤碕町、泊、賀露の合計取扱量に占める活魚の比率をみると、63 年にひらめの活魚の割合は 4 割であり、かれい類は 1 割であった。これら 3 漁協は、活魚販売については、県内では先進的な漁協であるので、今後は、他の漁協も追随し、これら 3 漁協と同じレベルに達するものと思われる。特に、63 年以降、めいたがれいの活魚販売が顕著に伸びており、数年後には、めいたがれいもひらめ並に活魚が 4 割程度を占めることが期待される。

そこで、小底の最大可能販売額を試算するにあたって、ひらめとかれい類は各々の水揚量の 4 割が活魚として販売され、残りの 6 割は 鮮魚で販売されると仮定すると、小底全体の販売額は 1,204 百万円となる（62 年魚価）。ちなみに、62 年の小底の生産額は 618 百万円であるので、最大可能販売額はその約 2 倍となる。

（2） 収容可能な小底経営体数についての試算と試算

本県の沿岸漁業世帯の収入は、一般の陸上勤務者世帯の収入に比べて少ないので、前述したように、資源管理による漁獲増や活魚出荷による可能販売額を最大にすることによって、小底経営体の収入を陸上勤務者世帯の収入と同額になるように引き上げたいと考えている。

62 年に鳥取県がまとめた『家計簿からみた県民生活』によると、62 年の鳥取市の勤務者世帯の実収入は 6,466 千円となっている。そこで、県内の小底経営体の漁家所得も 6,466 千円に引き上げたとする。62 年の本県沿岸漁業世帯の漁業以外の実収入（農業、労賃収入）は、表 9 によると、2,286 千円であるので、その差である 4,180 千円が引き上げ後の漁業所得になると考えればよい。

漁業収入（水揚金額と同じ）は、漁業所得と漁業収入の比である所得率でもって、漁業所得を逆算することにより求められる。鳥取県漁連が 62 年に試算した資料によると、62 年の小底経営体の所得率は 41% であるので、4,180 千円を 41% で逆算して漁業収入を求めたところ、10,195 千円となった。ゆえに、小底の経営体は、1 年間に

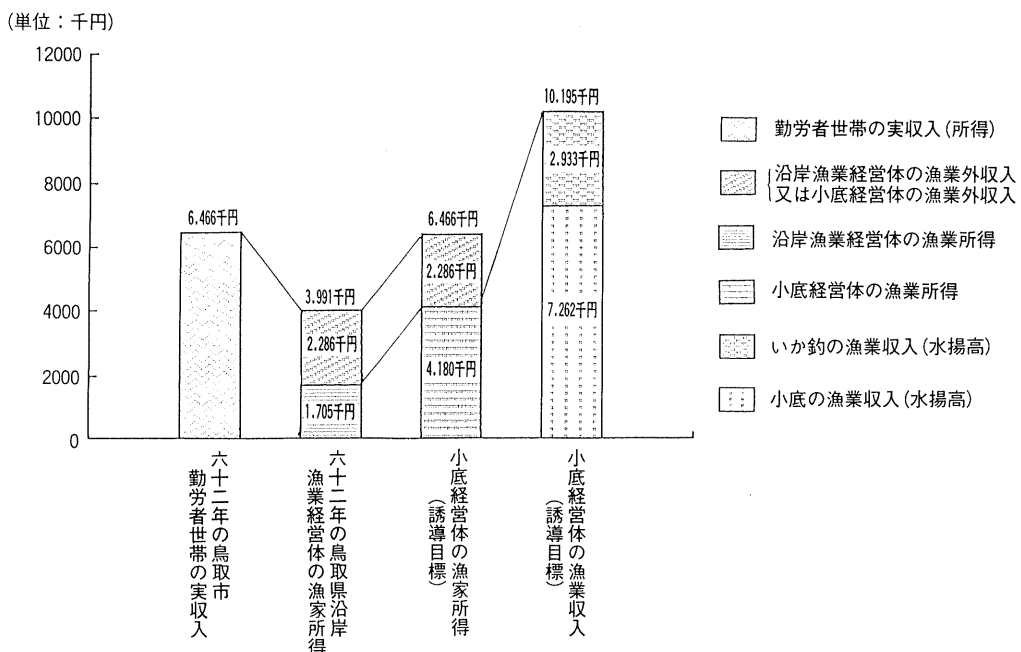


図 1 小底経営体の漁家所得が勤労者世帯の実収入と同額になる場合の試算方法（資料：昭和 62 年家計簿からみた県民生活（鳥取県企画部統計課），昭和 62 年鳥取県農林水産統計年報）

10,195 千円の漁業収入を得ることが必要となる。

ちなみに、同漁連の試算資料によると、62 年の小底経営体の漁業収入実績は 5,866 千円となっていることから、小底経営体が鳥取市の勤労者世帯と同じ所得を得るためには、62 年の漁業収入実績の 2 倍近い漁業収入を得なければならないことになる。現在の本県沿岸漁業世帯の収入は、同勤労者世帯に比べて相当少ないと言わざるを得ない。

58 年の本県の操業種類別漁業種類別経営体数をみると、小底を主とする経営体数 171 のうち、小底のみの単一操業は、52 経営体 (30%)、他に一つの漁業種類と兼業しているものは 58 経営体 (34%)、二つの漁業種類と兼業しているものは 28 経営体 (16%) となっている。そして、主に小底を営んでいる経営体の兼業は、いか釣が一番多くを占めている。最近では、従来以上にいか釣を兼業している小底経営体が増えており、そのような小底経営体では、年間の漁業収入は小底といか釣が各々半分ずつとなっていると推定される。

そこで、収容可能な小底経営体数を試算するに当たって、62 年の小底経営体の漁業収入実績 (5,866 千円) の内訳は、いか釣と小底の漁業収入が各々 2,933 千円とする。今後、小底経営体が、漁家所得を鳥取市の勤労者世帯並みに引き上げるためには、先に述べたように、全体で 10,195 千円の漁業収入を得る必要がある (図 1)。その場合、いか釣からの漁業収入が 62 年並の 2,933 千円であれば、小底からは、7,262 千円の漁業収入を得る必要がある。表 11 のように、小底全体から 1,204 百万円の最大可能販売額を得ることができれば、小底操業により 7,262 千円の漁業収入を得ることができる小底経営体は、前述したいか釣との兼業を前提とすれば 165 体 ($1,204 \text{ 百万円} \div 7,262 \text{ 千円}$) となり、これが、収容可能な小底経営体数である。

本県の小底着業者が 61 年に 176 体、62 年に 191 体であることからすれば、現状の小底の経営体数を少し削減するだけで、鳥取市の勤労者世帯並の所得を得ることが可能であるという試算結果となる。

4. お わ り に

全国的にみると、幸いにも鳥取県は小底の資源管理を行う環境にすこぶる恵まれているといえよう。その一つは、本県の海岸線が 129 キロメートルと短く、また、海岸線が比較的単調であるから、沿岸漁業の漁場特性や操業形態は地域間であまり相違がない。このため、漁業者が地域間での不平等意識をもつこともなく、規制をうけいれやすいことである。

二つ目は、本県の沿岸漁船の場合、5 トン未満の小型船が主体となっており、同一漁業種類の漁船間での漁獲努力量のアンバランスが少ない。このため、5, 10, 15 トンの 3 タイプのトン数階層が混在する他の多くの県とは異なり、本県は同一漁業種類に対する規制を講じやすいことである。

三つ目は、本県は多くの沿岸漁業が共同漁業権ではなく、知事許可漁業として扱われているので、知事は許可内容や制限条件を変更して全県的な規制を講じやすい、ことなどである。

このような恵まれた条件を生かして、県東部、中部地区の小底漁業者は、前述したように、自ら、資源の減少、魚価の低迷、余暇の確保難などに対する対策として、禁止区域の設定、網目規制、毎週金曜日の休漁などの諸規制や、活魚出荷を行っている。また、県栽培漁業センターはひらめの種苗放流を実施しているが、60 年以降毎年 6 月から 8 月までの間、距岸 1,500 メートル以内での小底操業を自主的に禁止したことが、62 年に小底のひらめ漁獲量の増大に結び付いたのではないかとみられている。本県の沿岸漁業就業者の年齢構成をみると、他県と同様に高齢化しており、昭和ヒトケタ生れ前後の方々が多くを占めている。漁業者とのある意見交換会の場において、昭和ヒトケタ生れの漁業者の方から、『最近、資源管理という言葉をよく聞くが、県内沿岸漁業者はこれまでに自然減船という漁業者の減少による資源管理を行ってきた。これがなかったら、資源は今以上に悪化していたはずである。我々の年代の漁業者が引退したあと、残った青壮年の漁業者は人数が少ないので一人当りの漁獲物の分け前が増えるので、彼等が羨ましい』という話を聞いたことがある。

しかし、一方、地元新聞が 62 年に本県知事が認定した青年漁業士のインタビュー記事を掲載していたが、その中で、その青年漁業士が今切実に望むことは、一緒に漁業を行う若い仲間が欲しいという件があった。人間のパワーは、人がいて、お互いに競い合うことによって生ずるものである。

沿岸漁業者の人口と年齢構成が、今後急速に変化しようとしているなかで、沿岸漁業の構造自体も、必然的にこれまでとは違ったものにならざるを得ない。新しい酒には新しい皮袋が必要である。多くの青壮年が自分の一生のの仕事として打ち込んでくれる魅力的な沿岸漁業を早急に構築することが必要である。

拙稿が、今後の新たな沿岸漁業づくりに少しでも役に立てば幸いである。

謝 辞

本報告をまとめるにあたり、種々の有益な助言と御教示をいただいた鳥取県水産試験場植田健二場長および鳥取県農林水産部伊藤朝康水産課長に謹んでお礼申し上げます。